

訪問看護ステーション和来 いわた 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社康臨丸が開設する訪問看護ステーション和来 いわた（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護ステーション和来 いわた
- ② 所在地 静岡県磐田市二之宮東18番4 イーストフラット94 5B

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上（内、常勤1名以上）

訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を含む）を作成し、事業の提供に当たる。

- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：適当数 ※必要に応じて雇用する

看護職員の代わりに、看護業務の一環としてリハビリテーションを担当する。サービスの提供は保健師又は看護師による訪問の回数を上回らない設定とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日および12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 精神・心理的なサポート
- ③ 清潔の保持
- ④ 食事および排泄等日常生活の世話
- ⑤ 床ずれの予防・処置
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ ターミナルケア

- ⑧ 認知症患者の看護
- ⑨ 療養生活や介護方法の指導
- ⑩ カテーテル等の管理
- ⑪ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
実施地域は交通費無料。実施地域以外も事務所から10km以内は交通費無料。実施地域以外では、事務所から10kmを越えた地点から、1kmあたり100円で計算。

3 死後の処置料は、10,000円とする。

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

5 日常生活用具、物品、材料費が必要となった場合は実費で徴収する。

6 キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡があれば、予定されたサービスを変更または中止することができる。

連絡時間	キャンセル料
前日までに連絡	不要
当日、訪問まで連絡	1提供あたりの料金100%を請求
訪問までに連絡のない場合	1提供あたりの料金100%を請求

※ただし、利用者の急な入院等の場合キャンセル料は請求しない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、磐田市・袋井市の全域、浜松市の笠井中学校区、天竜中学校区、東陽中学校区、東部中学校区、南陽中学校区。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後2カ月以内

② 継続研修 年6回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から5年間保管しなければならない。

(相談・苦情対応)

第11条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了日から5年間保存する。

(事故処理)

第12条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、前項の事故の内容等について記録し、当該利用者の契約終了日から5年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(ア) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に十分に周知する。

(イ) 虐待の防止のための指針を整備する。

(ウ) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。(年に1回以上実施)

(エ) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(オ) ステーションは、サービス提供中に、当該ステーション従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(カ) 成年後見制度の利用を支援する。

(災害発生時の対応)

第14条 ステーションは、災害発生時その事業が継続できるよう、災害の情報、災害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

改 正

この規程は、令和4年4月1日から施行する。